

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	医療法	根拠条項	資料番号	1	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	第27条	許認可等の内容	病院の使用許可	
医療法施行規則						
(病院、診療所の構造設備の基準)						
第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。						
一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、第四章に定めるところによること。						
二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二に規定する病室にあつては、地階に主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)とする場合は、第三階以上に設けることができる。						
二の二 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。						
三 病室の床面積は、次のとおりとすること。						
イ 病院の病室及び診療所の療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。						
ロ イ以外の病室の床面積は、内法による測定で、患者一人を入院させるものにあつては六・三平方メートル以上、患者二人以上を収容するものにあつては患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。						
四 小児だけを入院させる病室の床面積は、前号に規定する病室の床面積の三分の二以上とすることができること。ただし、一の病室の床面積は、六・三平方メートル以下であつてはならない。						
五 機械換気設備については、感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること。						
六 精神病室の設備については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講ずること。						
七 感染症病室及び結核病室には、病院又は診療所の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしや断その他必要な方法を講ずること。						
八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られている建築物にあつては百平方メートル)以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。						
九 前号に規定する直通階段の構造は、次のとおりとすること。						
イ 階段及び踊場の幅は、内法を一・二メートル以上とすること。						
ロ けあがは〇・二メートル以下、踏面は〇・二四メートル以上とすること。						
ハ 適当な手すりを設けること。						
十 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、第八号に規定する直通階段のうちの一又は二を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。						
十一 患者が使用する廊下の幅は、次のとおりとすること。						
イ 精神病室及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。						
ロ イ以外の廊下(病院に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・一メートル以上としなければならない。						
ハ イ以外の廊下(診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下(診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。						
十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を、診療所にあつては必要な消毒設備を設けること。						
十三 歯科技工室には、防塵設備その他の必要な設備を設けること。						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	1	担当課	医療対策課
法令名	医療法	根拠条項	第27条	許認可等の内容	病院の使用許可
医療法施行規則(続き)					
十四 調剤所の構造設備は次に従うこと。 イ 採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。 ロ 冷暗所を設けること。 ハ 感量十ミリigramのてんびん及び五百ミリigramの上皿でてんびんその他調剤に必要な器具を備えること。 十五 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。 十六 消火用の機械又は器具を備えること。 2 前項に定めるもののほか、病院又は診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。 (助産所の構造設備基準) 第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。 一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。 二 入所室の床面積は、内法によつて測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を収容するものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。 三 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。 四 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。 六 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。 七 消火用の機械又は器具を備えること。 2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基く政令の定めるところによる					
医療法施行規則附則(平成13年1月31日 厚生労働省令第8号)					
第八条 既存病院建物又は既存診療所建物内の患者が使用する廊下であつて、その幅が新規則第十六条第一項第十号イ又はロの規定に適合しないものについては、当該規定は適用せず、なお、従前の令による。					
医 療 法					
(使用許可)					
第二十七条 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。					